

～ 不動産の相続登記や維持管理などのお悩み解決への第一歩 ～

第2回 空き家と相続の無料個別相談会に参加してきました



(左から) 森田隊員、
安原勇氏【講師】、津崎伸宏氏【講師】



こんにちは。地域おこし協力隊の山中です。暑い日が続いておりますが皆さんお元気にされていますか？和水町移住定住支援センターでは、7月25日(木)に「第2回 空き家と相続の無料個別相談会」が行われました。今年4月にスタートした相続登記の義務化に伴い、大切な『不動産』を『負動産』にしないために、登記や維持管理の悩みなどを専門家と一緒に考えてみようという相談会。主催は、移住定住業務を担当している先輩協力隊の森田隊員。不動産、私にはあまり馴染みの無いジャンル。そもそも相続登記が義務化ってなんだろう…。異なる業務を担当している森田隊員のイベントを取材してきました。

相談会では、各回2人の講師を招き、不動産のお悩みについて参加者を交え話し合っていきます。協力隊と講師のお2人はお客様から事前にうかがっている内容を共有しています。相談会開始後は、講師のお2人が悩みに対して、解決案を相談者に分かりやすく説明されていました。一筋縄ではいかない案件が多くある中で、最大限のベストを尽くそうとする3人。私はその熱量に終始圧倒されていました。その中でも「家族や家に対する考え方・在り方が時代と共に変化している」という先生方の言葉がとても印象的で、私は家や家族の事を知っているようで知らなかったという気づきに繋がりました。

お悩み解決の第一歩をサポートしてくれる相談会、私も同様の悩みに直面した際は、まず最初にこちらに相談したいと思えるような濃密な内容でした。

最後に、森田隊員に本イベントへの思いを聞きました！『相談を寄せてくださった人たちの力になりたいという気持ちで必死に勉強してきました。法律関連の相談が多く寄せられ、ここまでこれたのも先生方のお力のおかげです。他の協力隊 OG や周囲の人たちとの相談もとても勉強になり、今現在その環境が自分にとって良いプレッシャーになっています。同時に、関係している人たちに感謝しています。この相談会を通して、悩みが解決していく姿を見ると「やって良かった」と心から思います。今回よりも次回、さらに良くなるように環境を整えて臨みます。』

※相談会の様子は Instagram
「なごみ移住計画」でも発信してます→



今年4月からスタート 相続登記が義務化になりました。

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。【引用元 - 相続登記の申請義務化に関する Q & A】

次回の空き家と相続の無料個別相談会は 9月26日 木 です

空家に関するお悩みや不安ごとがありましたらお気軽にお問い合わせください。

空き家と相続の

無料
個別相談会

会場：和水町移住定住支援センター

事前予約制：1日先着4組(1組30分)

問い合わせ：和水町移住定住支援センター

0968-79-7535

担当：地域おこし協力隊 森田

第1回

終了しました

13:30 ~ 15:30

第2回

終了しました

13:30 ~ 15:30

第3回

9/26 木

13:30 ~ 15:30

講師

・司法書士・土地家屋調査士・行政書士事務所 津崎伸宏氏
・公益社団法人 熊本県宅地建物取引業協会 株式会社アース 代表取締役 安原勇氏

※ 相談いただいた内容は、守秘事項として厳正に管理いたします。